

令和 2 年度
芦屋市生活困窮者
自立支援制度に関する
事業実績報告書（案）

令和 3 年 7 月 芦屋市

目 次

I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績	1
1 相談実績.....	2
(1) 自立相談支援事業の相談分析.....	2
2 支援実績.....	7
(1) 相談支援.....	7
(2) 自立相談支援事業による就労支援.....	10
3 成果と課題.....	12
(1) 成果.....	12
(2) 課題.....	13
II 就労準備支援事業（任意事業）の実績	17
1 支援実績.....	17
2 社会資源の開拓.....	19
3 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について.....	20
4 周知・啓発.....	21
5 成果と課題.....	21
(1) 成果.....	21
(2) 課題.....	22
III 地域まなびの場支援事業（任意事業）の実績	24
1 支援実績.....	24
(1) 学習支援.....	24
(2) 子どもの居場所「ひみつきち」.....	25
(3) 養育支援.....	26
2 成果と課題.....	26
(1) 成果.....	26
(2) 課題.....	27
IV 個別事例とその地域課題	29

事例 1 『社会的孤立・中高齢のひきこもりの家族への支援』	29
事例 2 『就労準備支援事業利用事例』	31
V 事業推進体制	34
1 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会	34
2 総合相談連絡会	35
3 事例検討会	36
4 阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会	36
5 総合相談窓口の関係図	37
VI その他	38
1 広報啓発	38
2 近隣市との情報交換会等	38
3 職員研修	39
4 視察等対応	39
VII 参考資料	40
1 生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱	40
2 令和2年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿	42
3 つながるあしや, 福祉なんでも相談 総合相談窓口	43

I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績

<事業の概要>

芦屋市の自立相談支援事業は社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会（以下、社協）が芦屋市から委託を受けて実施しています。

令和2年3月から続く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入減少・離職に関する相談が増え、生活困窮状態に陥る世帯が増加したため、「生活福祉資金緊急小口資金（新型コロナウイルス特例貸付）」、「総合支援資金（新型コロナウイルス特例貸付）」及び「住居確保給付金」を活用した支援を実施しました。社協では、生活福祉資金貸付事業と生活困窮者自立相談支援事業を同じ相談支援係で所管しており、生活福祉資金の貸付を「世帯の自立に向けた支援の一つ」として捉えています。そのため、貸付を入口とした相談から生活困窮者自立相談支援事業へ円滑につなぐことができるというメリットがあります。

生活困窮者自立相談支援事業の相談員がメインケースワーカーとなって本人支援をすることにより、窓口が一本化され、家計支援、就労支援、世帯の自立支援を一体的に提供できる体制があり、相談の初期段階から生活福祉資金貸付以外に、フードバンクや債務整理の提案、弁護士の紹介など様々な支援を提供することができました。

生活福祉資金貸付や住居確保給付金は一時的な支援策であり、常態的な経済困窮者に対しては根本的な解決とならないことが多いため、制度利用の終了とともに関係が切れてしまうことがないように、継続的に支援する必要があります。新型コロナウイルス感染症拡大による2回目の緊急事態宣言が発令されるなど、終息の見通しが立たない中、経済的に困窮する世帯が増加傾向にあります。

各制度を利用しても生活が再建できない対象者については、債務整理等も含めた生活再建策を提案し、継続的に支援を行う必要があると考えています。

社協として、経済的困窮者支援として芦屋市とコープこうべとの協働によるフードドライブ事業の立ち上げ、国際ソロプチミスト芦屋の協力によるほほえみ支援基金設立など新規事業を立ち上げました。

また、断らない相談、参加支援、地域づくりを実現するため多機関と協働する仕組みを、地域発信型ネットワークの中の地域ケアシステム検討委員会でモデル的に実施しました。

芦屋市保健福祉センター内での総合相談連絡会において、相談事例と日頃の支援・関わりから相談員同士が意見交換をする場面を作り、顔の見える関係づくりに努めました。

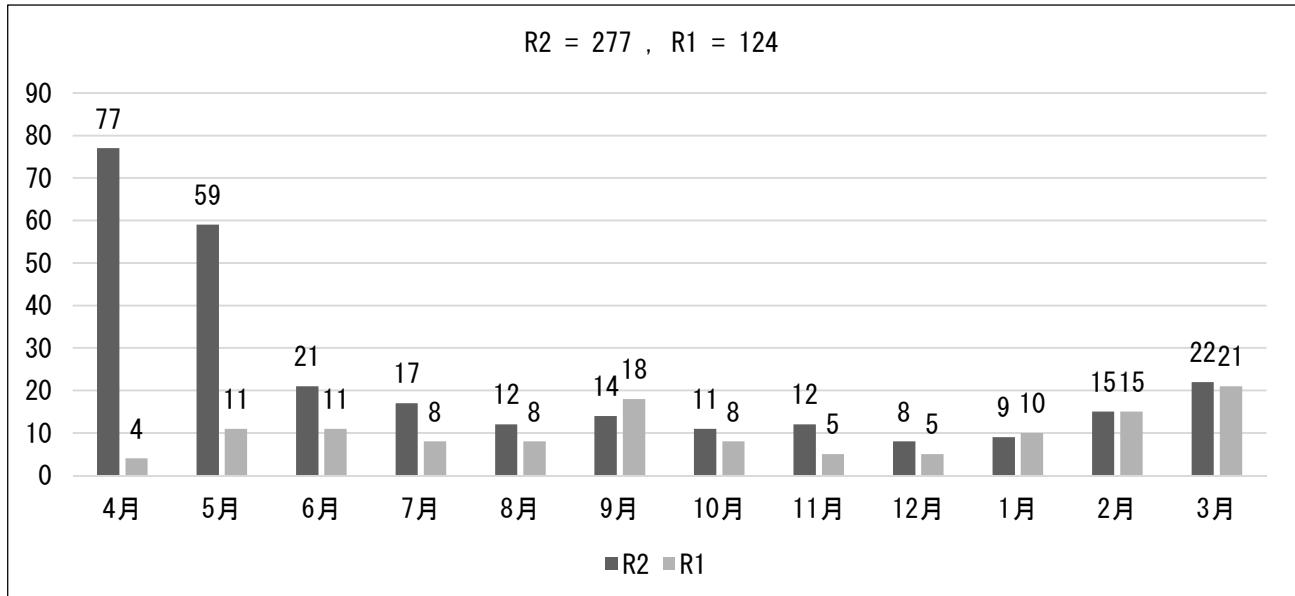
次頁以降にその内容を示しています。

1 相談実績

(1) 自立相談支援事業の相談分析

ア 月別相談件数の推移

【図表 1-1】



【図表 1-2】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
新規相談受付件数 (本人未特定を含む)	77	59	21	17	12	14	11	12	8	9	15	22	277

イ 性別・年代別

【図表 1-3】

性別	男性	146
	女性	131
	不明	0

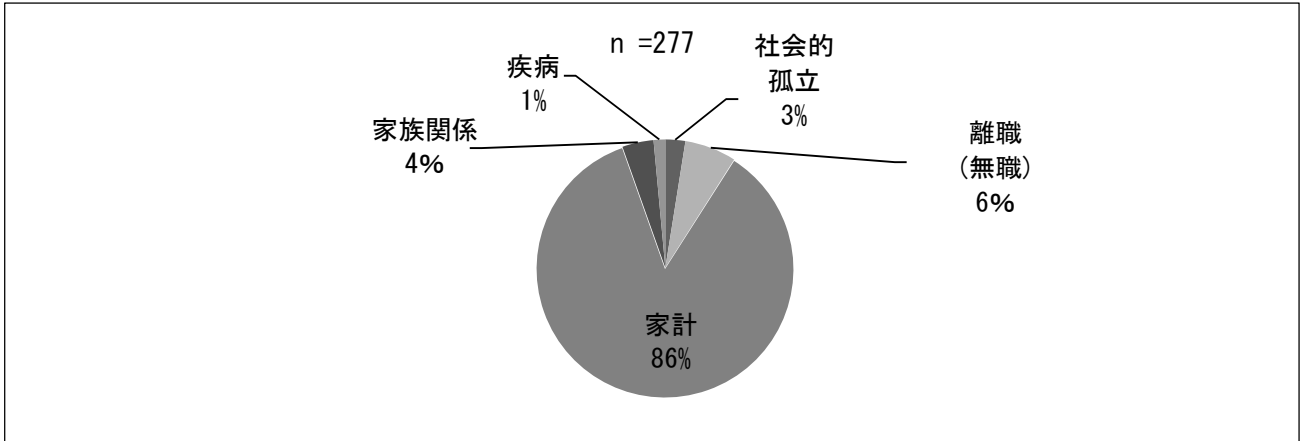
【図表 1-4】

年代	～10代	1
	20代	13
	30代	37
	40代	70
	50代	56
	60～64歳	32
	65歳～	60
	不明	8

相談件数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少に関する相談が増加したため倍増しており、全体を通して中高年齢層の方からの相談が増えています。また、65歳以上の高齢者の就労に関する相談が増えています。

ウ 主な困りごと種別

【図表 1-5①】



【図表 1-5②】

困りごとの詳細（複数回答があるため、相談者数とは合致しません。）

項目	件数
病気や健康, 障がいのこと	10
住まいについて	63
収入・生活費のこと	184
家賃やローンの支払いのこと	77
税金や公共料金等の支払いについて	12
債務について	12
仕事探し, 就職について	35
仕事上の不安やトラブル	5
地域との関係について	1
家族との関係について	13
子育てのこと	6
介護のこと	0
ひきこもり・不登校	4
DV・虐待	2
食べるものがない	9
その他	12

全相談件数に対して約3倍の困りごとがあり、1人の相談者が複数の困りごとを抱えていることが分かります。課題が複雑になると、解決までの支援期間が長期化します。

【図表 1-6 年代別の状況】

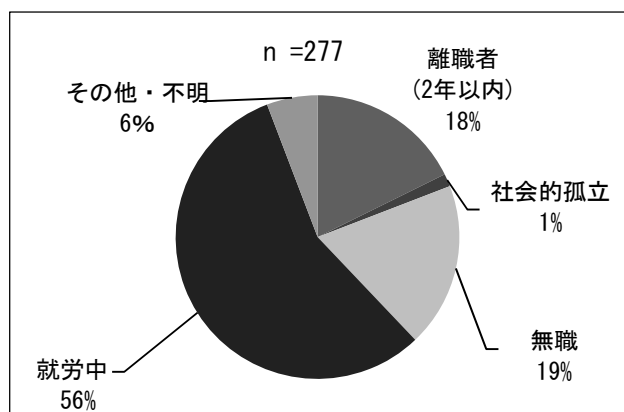
困りごと \ 年代	10代	20代	30代	40代	50代	60~64歳	65歳以上	不明	合計	R1
社会的孤立	0	0	2	3	1	0	0	1	7	12
離職（無職）	0	0	2	4	5	4	3	0	18	17
家計	1	12	29	61	49	26	53	6	237	82
家族関係	0	1	2	2	1	1	4	0	11	8
疾病	0	0	2	0	0	1	0	1	4	5
合計	1	13	37	70	56	32	60	8	277	124

今年度は1年を通して、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による就労中の人の「収入減少」に関する相談が増えました。

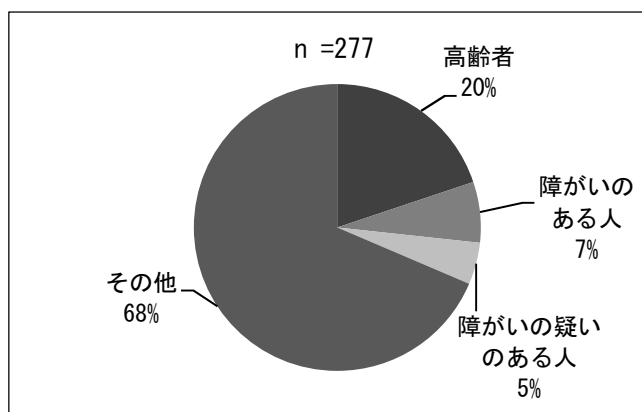
中には、所持金が数百円など緊急支援を要するケースがありました。また、緊急小口資金等の貸付だけでは生活再建の見通しが立たないなど、慢性的な赤字家計を抱えるケースが増加傾向にあり、収支のバランスを整えるような家計支援が必要であると感じます。

エ 就労状況・対象者

【図表 1-7 就労状況】



【図表 1-8 対象者】



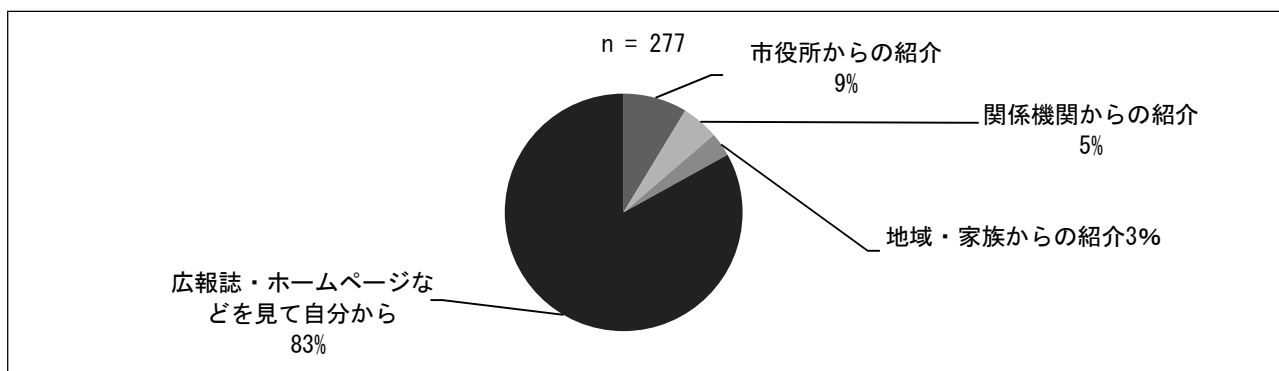
【図表 1-9 就労状況・対象者】

就労状況 \ 対象者	高齢者	障がいのある人	障がいの疑いのある人	その他	合計	R1
離職者（2年以内）	4	7	3	35	49	24
社会的孤立（ひきこもり）	1	1	1	1	4	12
無職	20	5	4	23	52	45
就労中	28	5	4	119	156	27
その他・不明	2	1	1	12	16	16
合計	55	19	13	190	277	124

高齢者世帯の相談が増加しています。年金と就労収入で生活をしてきた高齢者世帯が、新型コロナウイルスの影響で就労収入を失ったことで困窮し、その後再就職が難しい方が増加しています。非正規雇用やダブルワークなどの不安定な雇用形態で働く方の低賃金・低所得による生活課題や、収入が減少しても支出の調整をすることが難しいなどの相談が増加しています。

オ 相談経路

【図表 1-10】



【図表 1-11 相談経路内訳】

(A) 市役所からの紹介	件数	(B) 関係機関からの紹介	件数	(C) 総合相談窓口からの紹介	件数	
福祉部 生活支援課	11	高齢者生活支援センター	5	地域・家族から 家族・知人	6	
総務部 債権管理課	3	ケアマネジャー	2		民生委員・児童委員	3
市民生活部 保険課	2	若者相談センターアサガオ	2		小計	9(16)
都市建設部 住宅課	2	就労準備支援事業	2	広報誌・ホームページなどを見て自分から	230 (34)	
こども・健康部 子育て推進課	2	社会福祉協議会	1			
企画部 お困りです課	2	フードバンク関西	1	(C) 合計	239 (50)	
福祉部 地域福祉課	1	UR	1			
福祉部 高齢介護課	1	(B) 合計	14(28)			
(A) 合計	24(46)					

※各項目合計（ ）内の値：令和元年度実績

今年度は、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策として、様々なメディアや情報機関が相談窓口の情報を発信したことにより、相談者自ら相談窓口につながるケースが多くなりました。

また、自立相談支援機関から関係機関に協力を働きかけるケースが増えました。

【図表 1-12 主な困りごと種別の相談経路】

困りごと		社会的孤立		離職(無職)		家計		家族関係		疾病		合計		R1	
		全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有
(A) 市役所からの紹介		0	0	2	1	19	6	1	0	2	0	24	7	46	26
(B) 関係機関からの紹介		4	0	0	0	9	6	0	0	1	0	14	6	28	7
(C) 総合相談窓口からの紹介	地域・家族からの紹介	3	1	0	0	3	0	3	2	0	0	9	3	16	5
	自分から(広報誌等)	0	0	16	8	206	60	7	1	1	1	230	70	34	14
合計		7	1	18	9	237	72	11	3	4	1	277	86	124	52

福祉部生活援護課とは職員同士の顔の見える関係性を維持し、つないだケースについて支援状況を確認するなど、切れ目のない支援を行うことができました。

収納関係課との連携では、本人からの委任状に基づいた、税情報の開示により、相談初期から市税や保険料の滞納額が把握できたことで、本人との課題の共有、支援方針の共有をすることができました。また、収納関係課が発行する催告書と同時に総合相談窓口の案内チラシを送付することにより相談に結びつくケースがありました。

給与の差し押さえなどの深刻な事態になる前に、生活再建のための収支計画を作成し、滞納額の方納返済を含む自立に向けた支援を展開することができました。

また、医療受診の要否の判断のために、保健センターの保健師に面談への同席を依頼し、必要に応じて市立芦屋病院へつないでもらうことができ、早期受診につながりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少の相談者の中には、慢性的な家計の赤字により滞納・負債がある世帯があり、社会的な経済状況の低迷が続く場合、各種支援策が終了することにより、より深刻な困窮状態になることが予想されるため、今後の支援方法の検討が必要であると考えます。

2 支援実績

(1) 相談支援

ア 相談支援の状況

【図表 2-1 令和2年度実績】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計	R1
新規相談受付件数（本人未特定を含む）		77	59	21	17	12	14	11	12	8	9	15	22	277	124
プラン策定前支援終了件数 （初回スクリーニング時）		6	28	4	7	1	0	2	1	1	2	0	0	52	22
	情報提供のみで終了	0	21	1	6	1	0	2	1	1	2	0	0	35	14
	他機関へのつなぎで終了	6	7	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17	6
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
支援決定・確認件数（再プランを含む）		13	38	1	7	7	5	8	12	6	9	7	4	117	62
就労支援対象者数（プラン期間中の一般就労を目標にしている）		7	24	1	6	3	3	5	5	4	5	5	2	70	27
事業法等利用 法に基づく	住居確保給付金	10	57	14	13	6	2	3	2	1	4	2	6	120	9
	就労準備支援事業	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	1	0	5	2
	自立相談支援事業による就労支援	1	1	0	3	1	2	3	4	1	3	3	2	24	21
	子どもの学習・生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他	生活福祉資金による貸付	10	14	0	6	4	4	2	11	5	3	5	2	66	17
	生活保護受給者等就労自立促進事業	0	0	0	3	0	0	2	1	1	1	5	2	15	13
評価実施件数（再プランを含む）		3	1	1	1	1	1	2	10	2	3	1	3	29	38
評価結果	終結	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	8
	再プランして継続	3	1	1	1	1	0	2	10	2	3	1	3	28	30
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
見られた 変化	変化あり	2	1	1	1	1	1	2	7	2	3	1	3	25	38
	変化なし	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	4	0
評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分		0	0	1	0	0	0	1	8	2	1	1	0	14	19
	一般就労開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	就労収入が増加	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4

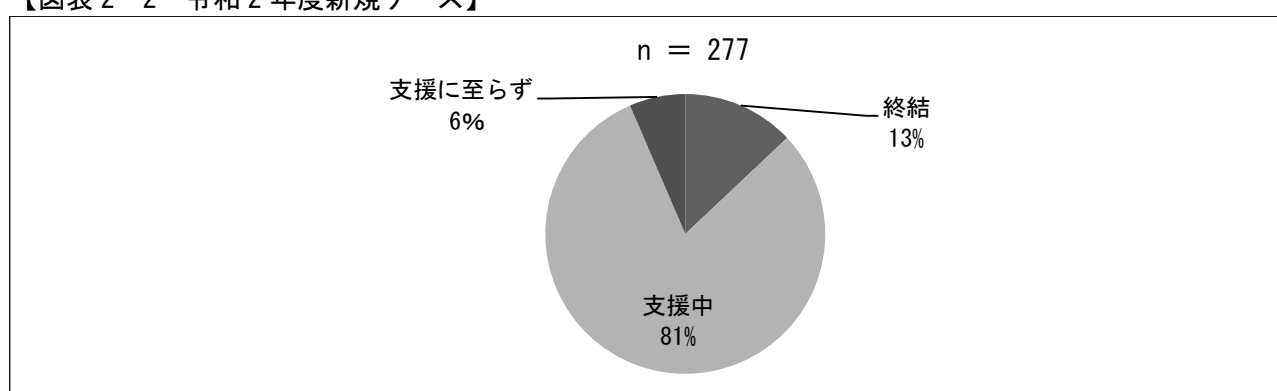
今年度の上半期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各種制度利用の申請受付業務に追われ、生活再建に必要な生活状況の聞き取りや支援方針を検討するなどの丁寧な支援ができなかった状況にありました。

相談者も制度利用を目的とし、「新型コロナウイルス感染症が終息すれば元の生活に戻る」という認識の方が多く、就労支援や家計の見直しなどを拒否する方が多くみられました。

従来から転職を繰り返すなどのケースでは、新型コロナウイルス感染症の影響とは直接的な関係がないと思われる方が多く、報道が先行したことによる制度への誤解や勘違いから対象とならない方も多く、窓口での説明に対して不満を言われ、対応に苦慮しました。

イ スクリーニング状況

【図表 2-2 令和 2 年度新規ケース】



【図表 2-3 主な困りごと種別】

		社会的孤立	離職(無職)	家計	家族関係	疾病	合計
		終結	H27~R1 年度 *	5	3	18	1
	R2 年度	1	5	28	2	0	36
	合計	6	8	46	3	3	66
支援中	H27~R1 年度 *	9	7	78	6	3	103
	R2 年度	4	12	196	9	3	224
	合計	13	19	274	15	6	327
中断	H27~R1 年度 *	1	0	4	1	0	6
	R2 年度	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	4	1	0	6
(本人待ち)	H27~R1 年度 *	0	0	0	0	0	0
	R2 年度	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
支援に至らず	H27~R1 年度 *	2	0	6	0	1	9
	R2 年度	2	1	13	0	1	17
	合計	4	1	19	0	2	26

* H27~R1 年度中に終結に至らなかったケース

昨年度に続き、全ケースの見直しを行い、支援状況の確認や支援停滞ケースについて進捗確認し、ケース支援を「終結」、「中断」、「支援中」、「保留（本人待ち）」、「支援に至らず」と分類しました。

「保留（本人待ち）」は、本人は支援継続を希望しており、本人からの連絡を待っている状況にあるケースです。また、「支援に至らず」は、関係機関から連絡があり情報提供や紹介をされたケースで、本人とつながらなかった場合や支援提供の提案をするも支援拒否のケースを含みます。関係機関は何らかの支援が必要と考えている場合でも、特に家計相談支援などになると本人が生活状況を変えることを望まない場合も多く、具体的な支援にならないことがあります。さらに深刻な状態になり、相談に結び付くことが予測されます。

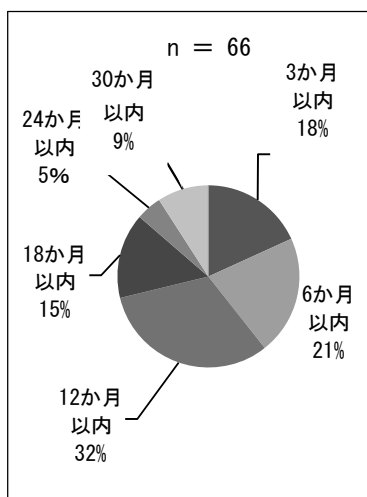
【図表 2-4 主な困りごと別の解決法】

解決法 主な困りごと	就労	家計改善	他機関 つなぎ	他市転出	その他	合計	R1
社会的孤立	0	0	1	2	3	6	9
離職（無職）	2	3	3	0	0	8	14
家計	2	11	18	7	8	46	52
家族関係	0	0	0	1	2	3	6
疾病	0	0	2	0	1	3	5
合計	4	14	24	10	14	66	86

総務部債権管理課の発行する催告書に総合相談窓口案内チラシを同封し、それを見てつながったケースについて、法的整理が必要となる場合などには権利擁護支援センターの専門相談を利用しています。慢性的な赤字家計を抱えるケースでは、クレジットカードが使えなくなることを恐れ、家計改善に積極的に取り組まない方もいます。

ウ 終結までの支援期間

【図表 2-5】



【図表 2-6 主な解決法の種別】

解決法 期間	就労	家計 改善	他機関 つなぎ	他市 転居	その他	合計	R1
3か月以内	0	3	7	0	2	12	37
6か月以内	2	1	7	2	2	14	6
12か月以内	2	6	5	4	4	21	9
18か月以内	0	3	2	3	2	10	7
24か月以内	0	0	1	0	2	3	17
30か月以内	0	1	2	1	2	6	10
合計	4	14	24	10	14	66	86

全ケースの見直しを行う中で、支援の進捗を確認し、生活の安定が見られたことにより終結としたケースが多くあったことから、昨年度と比較して終結件数が増加しています。

解決法の「他機関つなぎ」のつなぎ先は、障がい者相談支援事業、福祉部生活援護課が多くなっています。

エ 福祉部生活援護課との連携

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減収となって相談に来られた方の中で、生活保護を必要とするケースについては相談員同行の上で、生活保護を申請するなど切れ目のない支援を行いました。

(2) 自立相談支援事業による就労支援

一般就労者数は38人（前年度14人）でした。仮に一般就労した人が仮に生活保護制度の適用を受けていれば、月額約480万円の給付額となります。

また、失業給付や傷病手当などの公的給付の受給、家族の収入増加等による増収者数は9人（前年度22人）で、就労・増収に該当する人が令和2年3月末に得た収入額は、約3,485万円でした。

昨年と同様、ハローワーク西宮との連携による生活保護受給者等就労自立促進事業を積極的に活用しました。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令時にはハローワークの窓口業務が停止するなど、一時的に就労支援の方策が不足しました。緊急事態宣言解除後は、相談員がハローワークの職業相談に同席することにより、本人との関係性の構築に努めました。また、今年度も引き続き、ハローワーク西宮の担当者が定例支援調整会議に出席し、支援内容の共有や支援方針の検討を行いました。

(3) 自立相談支援事業における他事業との連携

ア 住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症に関する経済対策として、住居確保給付金の対象者の拡大や求職活動要件が緩和されたことで、相談件数が増加しました。

住居確保給付金の受給期間中に生活再建に至らない場合は、引き続き、就労支援・生活支援を行っています。

イ 就労準備支援事業

就労準備支援事業主催「寄ってカフェ」の参加者から相談につながり、継続支援となったケースがありました。

若年層の対象者の場合、社会経験不足や情報不足などから本人の中に働くことのイメージがなく、また複雑な家庭環境の場合、働こうとする本人に対して家族の手助けがないことが多くあります。担当者が、定期的に関わりを持つことにより就労意欲喚起と働くことの意味やその準備について具体的に支援することができました。

ウ 学習支援事業

子ども家庭相談室相談員などの児童福祉にかかわる関係機関に対し、利用に結びつく周知啓発を検討する必要があります。

対象となる児童が、自ら相談窓口相談することは難しいため、関係者の中で対象となる児童とその保護者へ丁寧に働きかける必要があると考えます。

自立相談支援事業からつながった学習支援事業の利用者は1件であり、学習支援事業の周知啓発不足が課題となっています。

(4) 他機関等との連携

昨年度、地域ケアシステム検討委員会においてモデル的に施行した、社会的孤立支援ケースに対する支援チームについて、今年度は、結成された支援チームで社会的孤立ケースへ個別支援を行いました。

住宅困窮要配慮者の支援策を検討することを目的に、都市建設部住宅課及び宅建業協会と協議の場を設けました。取組の1つとして、宅建業協会の幹事会において本事業の周知等を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会が中止となり事業周知の実施に至っていません。

【その他の機関・事業利用数】

機関・事業名	内容	利用数
フードバンク関西による食材提供	所持金が少なく次の収入までの食材購入費用がない場合、食材提供支援を受けるもの。	15名
生活物品等ゆずりあいネットワーク	芦屋市地域発信型ネットワークの中で検討され事業化。家電等生活に必要な物品を地域住民等の提供者から無償で譲り受けることができる。	4名
福祉を高める運動世帯経済的支援	民生児童委員協議会と社協との共同事業。赤い羽根共同募金を財源として困窮世帯へ年2回配分金をお届けするもの。	28世帯
生活福祉資金、緊急小口資金等貸付（従来からのもの）	兵庫県社会福祉協議会実施の生活福祉資金貸付事業の中のひとつ。緊急小口資金利用のため、芦屋市社協独自小口貸付を合わせて利用するが多い。	6名 (うち1名辞退)

今年度、生活物品等ゆずりあいネットワークの中で、小学校を卒業する女子児童と母親の卒業式用の礼服を、民生委員児童委員を中心に近隣の方から譲り受け、お届けさせていただきました。ひとりの方をきっかけに、同様の世帯状況の方へ少しずつ広まっています。

その他にもコープこうべからコロナの影響で家計が苦しい方へ窓口で配布してほしいと、お米、レトルトカレー、レトルトコンスープをいただき、希望者にお渡ししました。

3 成果と課題

(1) 成果

ア 周知・啓発について

- ・就労準備支援事業と協働し、近隣の高校、大学へ訪問し、相談窓口や事業内容の周知に取り組みました。
- ・社協地域福祉係と就労準備支援事業担当者が、「こえる場！」参加企業へ事業内容の周知を行い、意見交換を行いました。
- ・社協として要保護児童対策地域協議会に参加し、個別ケース支援において児童福祉分野の専門職とつながることができました。
- ・昨年度に引き続き、総務部債権管理課、市民生活部保険課へ協力依頼し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封してもらいました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集合研修の開催ができない中、民生児童委員協議会定例会において本制度に関する研修を実施しました。
- ・全戸配布をしている「社協だより」などの広報紙に相談窓口の案内を掲載し、全市民への周知を継続して行いました。

イ 就労支援について

- ・昨年度に引き続き、定例支援調整会議にハローワーク西宮の担当職員及び就労準備支援事業担当者が出席することにより、就労支援の必要性和手立てを早期に検討し、就労に関連する相談内容の支援方針とケースへの見立てを行うことができました。

ウ 地域での居場所・役割について

- ・中高年齢層のひきこもりの子どもを持つ親の会「ひだまりの会 一子どもを思いやる親の会」を定例的に開催し情報交換することができました。令和2年3月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催を中止していましたが、7月から再開しました。
- ・総合相談連絡会に参加している専門職同士で「日頃相談窓口で感じることを意見交換し、新たなつながりができたケースがありました。また、毎回、実施することで各機関の事業内容を理解することができました。
- ・新たに開催された「まごのて」の協力員として地域活動に参加することを働きかけ、社会参加の一場面となりました。また、社協地域担当職員と連携を図り、担当者が同行することなく他の方と交流することができました。

エ 多機関・他機関連携について

- ・昨年度、芦屋市地域発信型ネットワークの中の地域ケアシステム検討委員会においてケース検討を行い、今年度はさらに地域住民との協働による潜在的な相談者を掘り起こすチェックシートを作成し、モデル事業の実施に取り組みました。
- ・民生児童委員協議会との連携により生活困窮ケースへの経済的支援や日頃からの見守りができました。
- ・フードバンク関西や社協の生活物品等ゆずりあいネットワーク事業など他事業と連携することにより、支援が進みました。
- ・国際ソロプチミスト芦屋との協力により、「国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金」を立ち上げ、困窮する家庭の子どもへ衣類や下着・学用品等を相談員と一緒に購入し届ける仕組みを作りました。

(2) 課題

ア 周知・啓発について（潜在的な相談者をどうつなぐか）

- ・滞納や負債を抱える家計に課題がある方へ相談窓口を周知する必要があります。総務部債権管理課、市民生活部保険課と協力し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封するなど周知に努めましたが、相談に結びつく件数が少ないことが課題です。
- ・学習支援事業利用に結びつくような対象者の掘り起こしと潜在的ニーズ把握のため、児童福祉分野・教育分野との連携、周知方法が課題です。
- ・中高年齢層のひきこもりケースへの相談窓口がはっきりしていない状況にあり、総合相談窓口において対応可能であることの認知度が低く、周知啓発が必要であると考えています。

イ 家計相談について（緊急支援を要する人への支援）

- ・外国籍の方（留学生など）から、緊急小口資金（新型コロナウイルス特例貸付）等に関する相談が約50件あり、口コミで友人を連れてくるケースが多く、正確な情報が伝わっていないことが多くありました。簡易な日本語は通じますが、制度の説明となると内容が難しい上に日本語も高度なものになるため、言葉が通じにくく、内容の理解や申請書類への記載が困難でありました。また、生活状況を掘り下げていく際も趣旨がうまく伝わらず、生活実態が把握しづらいため継続支援にもつながりにくいなど課題がありました。
- ・相談内容の傾向として、相談時の所持金が極端に少なく、緊急的支援を要するために、限られた時間の中で様々な手続きを行う必要があることから、本人、相談員ともに負担が大きいことがあります。早めの相談を周知すること、収入の範囲内での金銭管理・家計管理ができるように支援する必要があります。
- ・支援を行っている中で、キャッシュレス決済等の普及により、現金に比べ支出の管理が難しくなっている方が多く見受けられます。

ウ 地域での居場所・役割について

- ・ひきこもりの相談内容で定期訪問や面談をしていたケースに関し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が出ている時期中は訪問や面談を控え、電話で状況確認を行いました。社会的孤立の方の中には本人に会えないことが多く、新型コロナウイルス感染症の影響でさらに会いにくい状況にあり、支援が停滞しています。
- ・居場所機能として、定例的に開催されている「寄ってカフェ」などがありますが、本人のタイミングで行くことができる常時開催の居場所が少ないことや、開催方法について課題であると考えています。
- ・自宅売却や転居をする必要がある場合、地域との関係性が途切れてしまうことが多く、また目の前の課題解決に取り組むことで精いっぱいな状況にあるケースが多いです。転居先の地域のルールや行事を知るなど、地域になじみ、生活を維持することができるように地域住民の協力が得られるよう働き掛ける必要があります。

エ 就労支援について

- ・就労中の高齢者で年金収入と就労収入で生活を維持していた方について、新型コロナウイルス感染症の影響により失業する方が多く、新たにアルバイトを希望する相談が多くみられますが、年齢的に就職に結びつきにくいことや職種に限られるなど、対応が困難な場合があります。
- ・継続支援対象者の中には就労定着困難な方が一定数おり、生活基盤が安定しないという課題があります。転職支援などでハローワークの職業相談窓口などを積極的に活用する必要があります。
- ・社会的孤立、ひきこもりの相談者へは、就労準備支援事業利用に至るまでの準備段階から関わる必要があります。家族以外の人とのコミュニケーションの場面を提供していく必要があります。

オ 多機関・他機関連携について

- ・困っている方の相談をもれなく対応するために、様々な相談部門が「自分の分野ではない相談」を適切な相談窓口につなぐ役割を担うことが重要です。そのためにも、窓口を紹介するだけでなく、一歩踏み込んだ「つなぎ」をすることの重要性を専門職が認識する必要があります。また、関係機関の専門職が顔の見える関係でつながっていることも大切であると考えます。
- ・総合相談連絡会において、専門職が相談対応する中で思うことを意見交換し、他の専門職のアイデアなどを聞くことにより新しいつながりができたケースがありました。引き続き、そのような場面を活用し、参加支援にもつながるような意見交換ができればと考えています。
- ・相談者が抱える地域生活上の様々な課題を解決していくためには、行政や関係機関との連携だけでは不十分であり、ガスや電気などのライフライン業者や住宅に関連する不動産業、病院やクリニックなどの民間業者との連携の仕組みづくりが今後の課題です。

カ 個別ケース支援を通して見えた共通課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、減収等で貸付などの各種制度を利用された方は、従来の生活費より一時的に潤沢になっていると思われる世帯が散見されます。今後、償還時にはさらなる収入の増額がなければ生活の維持が難しく、返済のために消費者金融等での借金を増やすことになるのではないかと懸念されます。
- ・従来から転職を繰り返す人や無職の期間がある人、不安定雇用、預貯金等がない世帯などの場合、経済状況の低調が長期化すると、深刻な困窮状態になり、生活保護につながるを得ない状況が増えると考えられます。
- ・9月以降、落ち込んだ家計状況で子どもがいる世帯からは、教育支援資金（奨学金）の貸付相談が増えると見込んでいましたが、予想より増加しませんでした。
- ・経済状況の低迷は今後も続くことが予想され、増加する対象者へ自立相談支援機関での継続支援の必要性が高まると考えていますが、各種支援策が終了した方への具体的な支援方法がない中で、家計再建の難しさが課題です。

【参考】令和2年度総合相談窓口集計

2020(令和2)年度 総合相談集計															年間
		新規	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		2回目以降	1	13	10	3	13	14	9	12	8	19	5	5	
計		347	308	184	120	135	133	82	85	87	124	437	274	2316	
新規	面談	45	45	46	20	41	19	15	21	21	27	61	45	406	
	電話	297	239	125	95	79	97	56	52	58	77	361	223	1759	
	出張相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	メール	4	11	3	2	2	3	2	0	0	0	10	1	38	
2回目以降	面談	0	2	2	0	5	2	2	0	1	0	0	1	15	
	電話	1	11	8	3	8	5	1	6	7	19	4	3	76	
	訪問・同行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	他機関との情報共有・会議	0	0	0	0	0	7	6	6	0	0	1	1	21	
	本人同席会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
相談者	本人	346	292	168	110	115	112	68	66	73	91	421	256	2118	
	家族	0	1	1	4	3	5	2	5	4	3	4	6	38	
	友人・知人	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	1	0	6	
	関係機関	0	2	2	3	1	2	2	0	1	5	3	2	23	
	地域関係者(民生委員・福祉推進委員など)	0	0	3	0	1	0	1	1	0	3	1	4	14	
	その他	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	5	
性別	男	131	146	98	69	73	70	44	41	43	58	280	151	1204	
	女	110	103	71	48	45	48	29	31	35	45	146	112	823	
年代	不明	105	46	5	0	4	1	0	1	1	2	6	6	177	
	～10代	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	7	
	20代	4	14	4	3	5	2	2	1	2	2	3	2	44	
	30代	16	23	14	1	12	4	3	2	5	4	4	5	93	
	40代	26	24	17	2	8	5	3	4	6	5	6	8	114	
	50代	26	33	24	1	12	4	5	4	5	6	9	9	138	
	60～64歳	7	14	6	2	6	1	3	5	3	6	8	5	66	
	65歳～	19	38	22	6	5	11	10	10	7	10	16	11	165	
	不明	248	149	86	101	73	91	46	46	51	71	386	229	1577	
対象者区分	高齢者	19	37	20	4	5	9	9	9	4	10	13	8	147	
	障がい者	0	2	2	3	2	1	1	0	2	2	2	5	22	
	児童	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	4	
	離職者(離職して2年未満)	0	0	2	2	2	1	2	1	1	2	0	6	19	
	依存症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無職(2年以上就労していない)・ひきこもり	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3	2	2	10	
	その他	327	256	150	107	112	105	60	62	72	88	415	248	2002	
	世帯区分	独居	0	0	0	1	3	9	4	7	5	12	10	5	56
夫婦のみ	0	0	0	3	1	1	1	0	2	1	3	4	16		
二世帯(母子・父子家庭以外)	0	0	3	3	2	5	3	2	2	2	5	8	35		
母子家庭・父子家庭(子は18歳未満)	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	2	6		
三世帯	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	3	6		
その他	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2	0	0	5		
不明	346	295	171	107	113	104	65	63	68	87	414	247	2080		
住所	精道	51	49	32	12	18	19	13	19	13	9	59	35	329	
	潮見	21	42	33	19	13	15	8	9	9	17	46	43	275	
	西山手	18	33	20	11	15	15	5	9	8	9	22	14	179	
	東山手	34	27	17	10	11	7	11	13	8	9	32	26	205	
	他市	0	0	1	0	1	1	1	1	1	3	10	1	20	
	不明	222	144	71	65	64	62	35	22	40	58	263	150	1196	
相談内容(重複あり)	介護保険・福祉制度について	1	0	4	2	3	4	1	2	1	1	3	4	26	
	生活(衣食住の欠如)について	0	3	2	1	2	1	5	2	1	2	1	1	21	
	経済、法律問題(多重債務等)	345	287	162	107	110	108	65	62	71	92	413	16	1838	
	家族との関係について(DV・虐待)	0	0	1	0	1	1	1	0	1	1	1	241	248	
	健康(疾患、障がい等)・病院について	0	3	3	2	1	0	0	2	2	1	1	2	17	
	メンタルヘルス(こころ、依存症等)	0	0	0	3	2	0	1	0	1	1	0	0	8	
	介護予防について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	就労について	0	0	1	1	0	2	0	2	0	1	1	3	11	
	役所の手続きについて	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
	社会的孤立について	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	4	
	不安・話し相手	0	1	0	0	2	1	0	3	2	5	4	5	23	
	その他	1	1	4	3	3	4	1	2	2	4	7	1	33	
対応	情報提供のみ	6	6	6	4	8	6	4	2	1	11	10	4	68	
	窓口再来所(傾聴)	0	0	0	3	1	3	0	0	0	0	0	0	7	
	他機関・他制度紹介	340	289	168	110	113	110	69	71	78	94	422	265	2129	

II 就労準備支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供します。

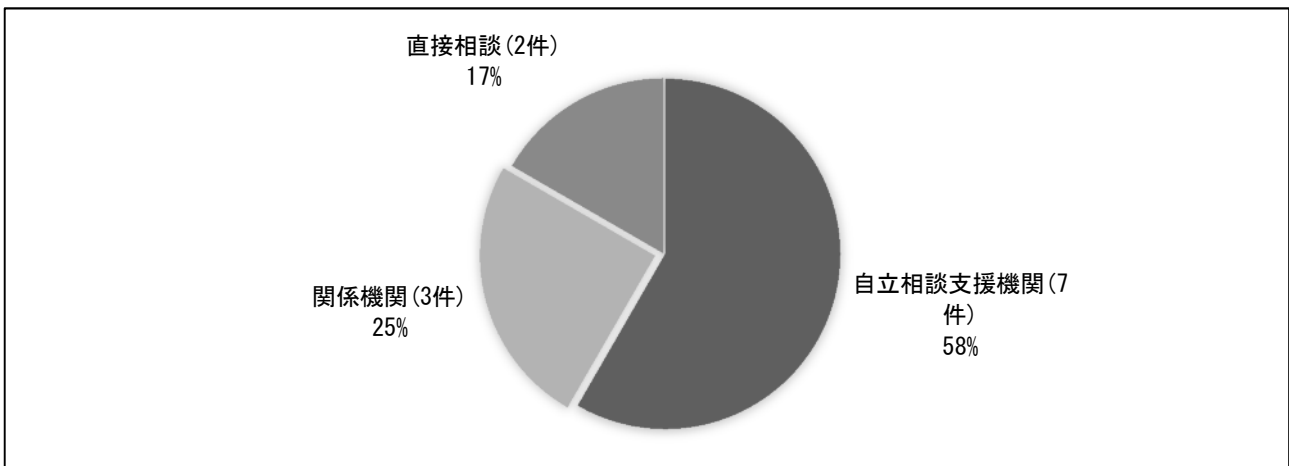
1 支援実績

【図表 1】就労準備支援事業利用者に対する支援状況（全 5 件）

	対象者（年齢 性別）	支援期間	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他※
1	R1-M(20代 男性)	17 か月	20	30	0	3	4
2	R2-N(40代 男性)	7 か月	8	5	0	2	0
3	R2-M(40代 女性)	5 か月	6	18	0	1	0
4	R2-C(30代 女性)	3 か月	5	13	0	3	3
5	R3-J(30代 男性)	1 か月	2	3	0	0	0

※その他 オンライン面談、面接練習会参加等含む。

【図表 2】就労準備支援事業の窓口につながった経路（全 12 件）



経路の内訳は、自立相談支援機関からが半数以上を占めますが、若者相談センターアサガオ等の関係機関からの紹介や、寄ってカフェ開催時の直接相談により本事業窓口につながったケースもありました。

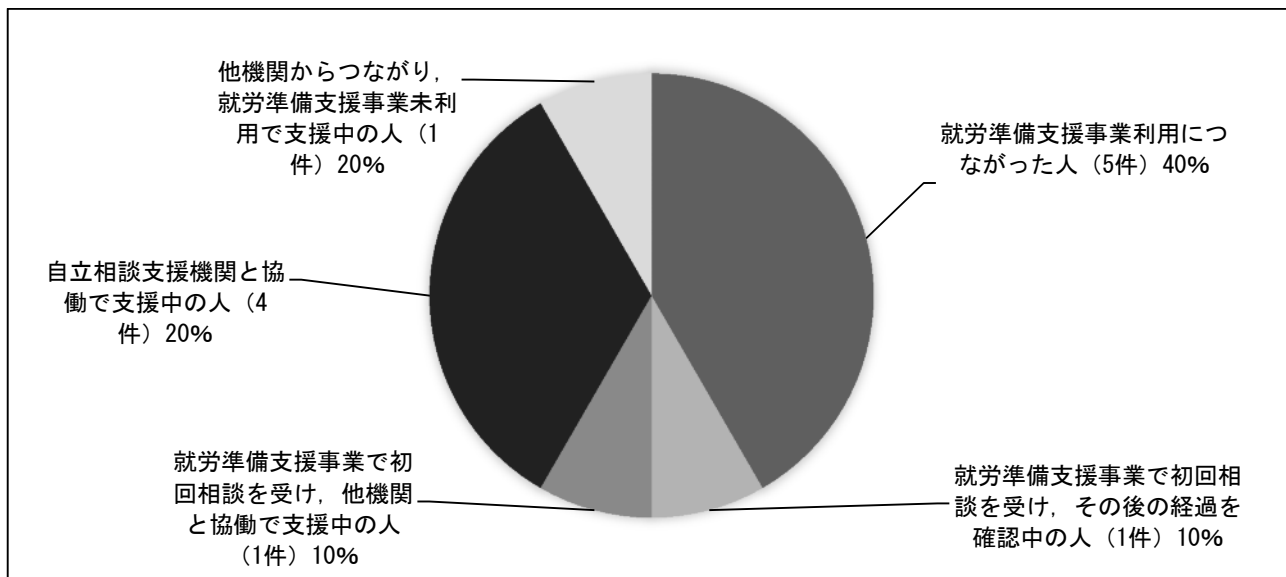
昨年同様、自立相談支援機関と連携を強化するため、早期から面談へ同席し対象者の掘り起こしに務めました。前年度よりも新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自立相談支援機関への相談件数は増加しましたが、就労準備支援事業の窓口につながった相談件数は減少しました。（前年 19 件）

窓口につながった相談件数は減少しましたが、就労準備支援事業利用者は増加傾向にあります。

要因としては、コロナ禍で困窮状態にある対象者が顕在化し、自立相談支援機関と連携し早期に面談に同席し本事業への理解が得られた結果と考えられます。

また、若者相談センターアサガオから本事業利用につながる相談ケースもあり、関係機関との連携の成果も感じられます。

【図表 3】 就労準備支援事業担当者が関わったケースの分類（全 12 件）



今年度も、近隣の高校、大学、民生児童委員協議会定例会で本事業の周知を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、困窮状態が顕在化した中で、早期から本事業の担当者が自立相談支援事業に関わるケースを増やすことで、就労支援のニーズに向けた対応や、本事業の利用に至るケースの増加につながりました。

関わりを続けている中で、就労準備支援事業を利用している方の生活基盤をどのように保っていくかという課題が明らかとなり、自立相談支援機関と連携して支援方法を検討していく必要があると感じました。

【図表 4】 就労準備支援事業未利用者への支援状況（全 7 件）

	対象者 (年齢 性別)	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他	備考
1	R2-T (50代男性)	0	3	1	0	1	寄ってカフェ利用
2	H30-D(20代 男性)	0	25	14	0	0	アサガオより。他県に引っ越し、終結
3	R2-F(20代 男性)	1	0	0	0	0	自立相談支援事業と協働
4	R2-Y(50代 男性)	1	3	0	0	0	自立相談支援事業と協働
5	R2-k(30代 男性)	1	5	3	0	1	寄ってカフェ利用 障がい者相談支援事業と協働
6	R2-O (40代女性)	1	3	0	0	0	自立相談支援事業と協働
7	R3-I(30代 女性)	1	0	0	0	0	自立相談支援事業と協働

寄ってカフェの開催や自立相談支援機関が実施する面談への同席，支援調整会議等への出席，若者相談センターアサガオとの連携により，多様な経路で本事業へつながっています。

支援内容については，本人の障がい受容や健康状態を確認しつつ，状況に応じて支援方針を決定していく必要があると考えています。

2 社会資源の開拓（芦屋社会福祉協議会・阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携による）

【図表 5】 ボランティア・見学・実習 可能事業所

	事業所名	所在地	内容
1	株式会社ブックサプライ	尼崎市	中古本・CD・DVDのピッキング等
2	山澤工房	西宮市	スーツケースの解体
3	あしや温泉	芦屋市	館内清掃
4	社会福祉法人 三田谷治療教育院	芦屋市	草花の手入れ・水やり 野菜作り
5	就労支援カフェ CACHE-CACHE(カシュカシュ)	芦屋市	喫茶作業
6	就労移行支援事業 ワークホームつつじ	芦屋市	作業補助
7	NPO法人 日本レスキュー協会	伊丹市	犬の世話 事務作業等
8	ウェルネットさんだ	三田市	農業体験
9	婦木農園	丹波市	農業体験・酪農体験（合宿も可）
10	山村ロジスティクス	西宮市	食品等のピッキング
⑪	エルホーム芦屋	芦屋市	グループ活動体験（花壇のお世話，庭掃除）
⑫	株式会社プランツ・キューブ	芦屋市	軽作業・パソコン操作
⑬	株式会社ポップ・アイディー	芦屋市	パソコン作業

*No11, 12, 13 は，今年度新規開拓した事業所

今年度，エルホーム芦屋において，本事業利用者のボランティア体験と職場見学の受け入れ，株式会社ポップ・アイディーにおいて，就労体験の受け入れを行っていただきました。

その後，就労体験先で就労することができ，今後も事業所の開拓と事業所における就労体験等の実施を進めていきたいと考えています。

3 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について

【図表 6】パソコン講習

	項目	内容
1	機器使用方法	機器の立ち上げ, 利用方法等初級コースから指導
2	ソフト基礎学習	Word の文書作成・表作成, Excel の表作成・数式の理解, PowerPoint 利用のプレゼン等社会で最も必要なソフトの基礎学習
3	求人の検索 職業の選択	デスクワーク業務について, インターネットによる仕事探し等対象者の希望と能力に近い就労対策を実施
4	オンラインツールの活用	オンライン面談やオンライン面接に向けての練習で ZOOM を活用

【図表 7】グループセッション プログラム (ピアサポート活動)

開催月	テーマ	詳細
4	実際に働いている人の話を聞こう	在職者 (ピア) の話を聞き, 交流することで仕事のイメージを持つ
7	新型コロナウイルス感染症拡大の防止について	新型コロナウイルス感染症拡大防止について様々な場面での予防方法を学ぶ。
9	職場体験時に注意すること	在職者 (ピア) の話を聞き, 注意することを体験を通して学ぶ。
10	職場での挨拶について	実際にロールプレイング形式で挨拶を行いながら振り返りをする。
11	人への伝え方について①	職場での場面ごとの挨拶についてロールプレイング形式で学ぶ。
12	人への伝え方について②	今年の振り返り, 年末年始の挨拶について学ぶ。
3	適性を知ろう	ボールペンの組み立てや, 作業体験を通して適性を知る。

* 新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため令和 2 年 5 月, 6 月, 8 月, 令和 3 年 1 月, 2 月は中止

【図表 8】就労サロン (毎月 1 回)

目的	参加者が職場での体験や悩みごとなどを自由に発言し, 参加者同士で体験を共有し, 共に考えながら互いに支え合い, 励まし合う場とする。また, 参加者同士の交流によって, 働く意欲が高まり, より充実した職業生活を送れるよう, 本会を一步踏み出す飛躍の場としたい。
対象者	阪神南障害者就業・生活支援センター利用者, 就労準備支援事業利用者
その他	医師・カウンセラーを外部講師に招き, 質問会を実施。

* 新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため 4 月, 5 月, 6 月, 8 月は中止

* 令和 2 年 12 月, 令和 3 年 1 月, 2 月, 3 月は ZOOM を活用してオンラインで実施

【図表 9】面接練習 (毎月 1 回)

目的	利用者が求人に応募の際の面接の練習等を行う場とする。
対象者	阪神南障害者就業・生活支援センター利用者, 就労準備支援事業利用者

* 新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため 4 月, 5 月, 8 月は中止

* 令和 2 年 12 月, 令和 3 年 1 月, 2 月, 3 月は ZOOM を活用してオンラインで実施

4 周知・啓発

自立相談支援機関や本事業で支援している中高年齢層でひきこもりの状態にある人は、学齢期から何らかの生きづらさを抱えていた人が多い傾向にあります。早い段階から本事業の担当者が関わる事に意義があると考えています。

昨年度と同様に、就職前の高校・大学の該当者に対し、在学中から自立相談支援事業や本事業を知ってもらい、卒業後(中退含む)の支援につながるができるよう、学校に本事業を認知してもらうことを目的に、高校及び大学(市内3校、市外2校)を年度内に2回訪問し、進路担当者等へ事業の案内を行いました。今後も継続して取り組んでいきます。

また、民生児童委員協議会定例会において、本事業の説明と活動報告をし、地域に対象者がいる場合につないでもらえるよう周知・啓発を行いました。

5 成果と課題

(1) 成果

ア 地域での居場所・役割について

今年度から市内の地域活動支援センターの協力を得て「寄ってカフェ」を毎月開催し、延べ18名の利用がありました。(新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため令和2年4月、5月は中止、令和3年2月、3月からはオンラインで実施。)

他機関へのつながりを必要とする相談者が多く、他機関と連携する場面が増えました。

相談窓口には足を運びにくいですが、寄ってカフェは気軽に行くことができるという声もあり、今後も継続して実施していきたいと考えています。

オンラインでの開催時には本事業の利用者同士が交流する場としても活用されています。

イ 周知・啓発について

自立相談支援事業担当者と近隣の高校や大学へ訪問し、進路担当者等に本事業の対象者像や支援内容の説明を行い、本事業を認知してもらうことに努めました。また、民生児童委員協議会定例会で、研修会を開催し、事業内容や活動報告等、事業の周知を行いました。

さらに、ボランティアや見学、実習の受入れ協力先として、新たに3企業と協定を結びました。

ウ 就労支援について

本事業利用者の5名のうち、就労している方には定期的な面談(オンライン面談含む)、電話にて職場の悩みや仕事への不安に対して助言を行い、就労定着支援を行いました。

今年度は、事業利用者の就労体験として、連携先の企業とオンラインを通じた体験実習、実際の現場での実習を実施することができました。企業の実習担当者と本人の間に支援員が入ること

で、本人の強みや苦手とすることなどを事前に企業側と調整することができ、本人の強みであるパソコンスキルを活かした実習内容となっています。

就労していない方については、定期的な面談（オンライン面談含む）に加えて本人の意思や希望を尊重しながら、ハローワークへの同行支援、職場見学や体験実習を実施しました。

エ 相談支援体制の機能強化について

自立相談支援機関、他機関との連携強化を図り対象者の把握に努めた結果、本事業の利用者が前年度に比べ増加しました。現段階では就労準備支援事業の利用が難しい方に対しても、他機関と連携して支援を実施していくケースもあります。

今後も関係機関への周知・啓発を行い、相談者にとって有益になるような支援のネットワークを広げていけるよう体制づくりに努めていきます。

オ コロナ禍での支援について

可能な範囲で電話やメールでの支援を行い、対面での面談を希望する場合は、感染症対策を行った上で実施しました。インターネットの環境がある対象者とは、一緒に操作方法を学びながらZOOMを活用してオンラインでの面談を実施しています。

寄ってカフェ、就労サロンに関しても新型コロナウイルス感染症の拡大状況によってオンラインを活用しながら柔軟に対応しています。

(2) 課題

ア 地域での居場所・役割について

寄ってカフェを開催している中で、窓口には足を運びにくいカフェには相談に来られるという方がいる一方で、ひきこもりの当事者やその家族が来られるケースは少ない状況にあります。

また、上記の課題とあわせて、コロナ禍でのカフェの開催について、オンラインでの実施をしていますが、ひきこもり当事者の方やご家族が参加しやすいような工夫や、周知を今後もしていく必要があると感じています。

イ 周知・啓発について

就職前の学生へアプローチするため、高校・大学における本事業の対象者数の把握や、対象者及び学校側のニーズを把握するため、近隣の高校・大学へ定期的な訪問を行い、情報交換や連携を行っていきたいと考えています。

また、対象者へ事業説明等をする際に、事業利用へ理解を得られやすいよう、本事業のリーフレットに支援内容や就労支援プログラムを掲載する等、事業の見える化を行う必要があると考えています。

ウ 就労支援について

既存の就労支援プログラム，体験実習等の活用実績が少ないため，対象者の希望やニーズを調査し，その方に応じた就労支援プログラムの活用，体験実習の実施を行っていきたいと考えています。

エ 相談支援体制の機能強化について

自立相談支援機関の支援対象者に対して，初期段階から面談に入ることや，若者相談センターアサガオからの紹介で，5件が本事業の利用につながりました。本事業の利用に至っていない支援対象者に対しては，継続して本事業のメリット等を適切に伝え，事業利用者の増加に努める必要があると考えています。

また，自立相談支援事業の就労支援と就労準備支援事業の就労支援で，制度の趣旨等役割が異なる部分がありますが，自立相談支援機関と協議を重ねながら，一緒に就労支援全般を担っていくことができると考えています。

オ コロナ禍での支援について

対面での支援が難しい状況における支援方法として，電話やメールに加えて，オンラインでの面談，面接練習，就労サロンなど，個々に合わせた方法で今後も支援を実施していきたいと考えています。

III 地域まなびの場支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

まなびの場の環境が十分に用意されていない生活困窮世帯等の子どもが成長する過程において、再び経済的困窮に至ることを防止するとともに、地域に子どもの居場所を確保することで保護者以外の大人とのコミュニケーションを通じて社会性や他者との関係性を育むことを目的とし、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援、地域の子どもたち及び誰もが集える居場所づくり、保護者への支援を併せて実施するものです。

令和2年2月末から6月9日までの間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学習支援と居場所づくりの全取組を休止し、さらに居場所づくりについては、令和2年12月末以降、再度休止しています。

【図表1 学習支援の実施体制】

名称	役割
学習支援相談員	(社会福祉法人山の子会の事業担当者) ・地域まなびの場支援事業全体の統括 ・「学習支援」、「居場所」、「養育支援」等の企画・実施 ・「学習支援」利用希望者の面談、事業の詳細説明
学習支援員	(元学校教員、元塾講師、学生等) ・「学習支援」の講師 ・「居場所」、「養育支援」の補助

※学習支援員が同時に学習支援する生徒数は、1人当たり最大3人以内とする。

1 支援実績

(1) 学習支援

ア 利用申込み

【図表1-1 利用申込者数及び世帯数】 (人, 世帯)

区分	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
令和2年度新規申込数	1	0	0	1	1
総申込数	7	8	3	18	11

前年度から引き続き、自立相談支援事業及び福祉部生活援護課と事業利用に関する手順を調整し、円滑に利用登録をすることができました。本年度の新たな利用登録は1世帯1名でした。

イ 実施状況

各学校の再開に合わせ、6月9日から学習会を再開しました。

毎週2回 ・火曜日 午後4時から午後6時 ・木曜日 午後4時から午後8時

ウ 利用状況

【図表 1-2 学習支援利用状況】

(人, 世帯)

区分	開催回数	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
合計	77回	74 (3)	118 (3)	25 (2)	217 (8)	6

※ () 内は実人数

エ 進学状況

私立大学 2名 公立高校 2名 私立高校 1名 進路未定 0名

(2) 子どもの居場所「ひみつきち」

ア 実施状況

6月19日より、ひみつきちを再開しましたが、新型コロナウイルス感染症防止のため、実施頻度を減らしました。また、12月25日以降は、再度休止としました。

各月2~3回 金曜日 午後4時から午後6時

イ 利用状況

【図表 1-3 ひみつきち利用状況】

(人)

開催回数	区分	未就学	小学生	中学生	高校生	その他	合計	1回あたり参加者数
15回	利用者数	3	17	2	12	140	174	11.6
	うち学習支援利用者		1	1	0		2	

ウ 企画内容

【図表 1-4 ひみつきち企画内容一覧】

	目的	催事名	実施回数
1	科学への好奇心喚起のために	宇宙のひみつにチャレンジ	7回
2	親子の健康増進のために	キッズ ヨガ	2回
3	多世代の交流の場づくりとして	笑いヨガ	2回
4	コミュニケーション能力の育成のために	落語でおしゃべり教室・お囃子太鼓の体験	1回
6	食文化サロンとして	コーヒーのお話	1回
7	郷土への関心増加のために	芦屋の歴史探検	1回
8	未就学児, 低学年児童の感性の発育	バルーンアート (折り紙教室とコラボ)	1回
9	遊びと交流の場づくり	マジック教室※	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

▼バルーンアート



感染症対策を十分に施して、風船の作品を参加者にプレゼントしました。(7月31日)

▼宇宙のひみつにチャレンジ



動きの少ないセミナー形式で、三密を避けて、宇宙開発への夢を学びました。(12月18日)

広報あしやへの掲載をはじめ、近隣の店舗、図書館・学校等の施設や市庁舎内、芦屋市広報掲示板へポスター掲示やチラシの配布・配架を行い、事業の周知を行いました。一部の小学校では、学校から児童へのお便りの中に、子ども向けの催事をピックアップして掲載していただきました。

コロナ禍において、感染に対する警戒心から、参加者数は昨年度に比べて大幅に減少しました。さらに、新型コロナウイルス感染症終息の見通しが立たないために、「子どもと地域の食堂」の再開の目的が立たず、ひみつきち後の食堂の利用を楽しみに来られていた方々の参加が減ったことも、参加者数の減少に影響していると考えています。

(3) 養育支援

【図表 1-5 相談件数・人数】

相談件数	26 件	相談人数	23 人
------	------	------	------

主な相談内容

- ・子どもと親の関係
- ・高校受験についての相談
- ・学校生活での問題等
- ・不登校、ひきこもり等

2 成果と課題

(1) 成果

ア 学習支援について

再開後は、以前と同様に学校の宿題を中心として、利用者の学力や希望に応じた学習支援を実施しました。また、出席の動機づけや学習意欲を育むことを目的に「あそび」の要素と時間を増やす工夫も継続して行い、教室に長く滞在する子どものために簡単なおやつ等も提供しました。

高校受験を目指す子どもについては、受験勉強等の支援に取り組み、本人からの希望に応じて、学習支援実施日以外にも個別で学習支援を行いました。

不登校状態にあった子ども2名が、2学期から芦屋市適応教室に通い始め、昼夜逆転の生活習慣が改善しました。また、学習支援に通い始めた頃と比べて、机に向かって課題に取り組む時間が増える等、学習に対する姿勢に変化も見られました。

今年度、高校へ進学した生徒が、定期的に学校での新しい生活や成績等の報告に訪れ、高校進学後も学習支援の繋がりを維持しています。

イ 子どもの居場所「ひみつきち」について

前年度で好評をいただいた「科学等への知的好奇心の喚起」、「郷土への関心増加」、「コミュニケーション能力の育成」等を趣旨とする催事企画を実施しました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催頻度を毎週から隔週に減らして実施しました。

広報周知については、芦屋市広報掲示板へのポスター掲示や「広報あしや」への記事掲載をはじめ、近隣の店舗、図書館・学校等の施設や市庁舎内にチラシの配布・配架・ポスター掲示等を行いました。一部の小学校では、学校から児童へのお便りの中に、子ども向けの催事をピックアップして掲載していただきました。

ウ 養育支援について

学習支援の前後の日や時間を利用し、子どもの様子や世帯状況等の共有を図り、親子関係の悩みや、高校受験における進路、不登校・ひきこもり等に関する相談に対応しました。

利用登録をしている子どもの学年が年々に上がっていることから、新しい学校環境に対することや、進学に関する相談が増加しました。

また、出席が滞っている世帯の保護者に対して、気軽に悩みを相談できるよう信頼関係の構築に向け、学習支援相談員から声掛けを行う等のアプローチを継続して行っています。

エ その他

「子どもと地域の食堂」が、令和2年2月末から休止中であるため、支援団体より送られてきたお菓子等の支援食料品は、可能な限り学習支援利用者や「ひみつきち」の参加者へ配布しました。

(2) 課題

ア 学習支援について

不登校や学校への不安を抱えている子どもに対しては、関係機関と連携しながら、これまで以上に、丁寧にサポートしていく必要があります。

子どもの出席意欲や学習意欲を育む目的から「あそび」の要素を増やしたことで、学習面の深まりを求めることが難しくなる場面があります。限られた教室（空間）の中で、受験勉強等の学習に取り組みたい子どもと、「自分たちの居場所」として楽しみたい子どもの共存に苦慮してい

ますが、可能な範囲で、個々の子どもの状況に合わせるため、教室運営の工夫を検討していく必要があります。

また現在、不登校状態になっている高校生について、中退防止のための支援を行う必要があります。さらに、自宅でのひきこもりとなっている中学生について、関係機関と連携して学習支援に参加してもらえるよう支援方法を検討しなくてはなりません。

そのためにも、学習指導及び生活指導に豊富な経験のある学習支援員（講師）の中長期的な確保を行っていく必要があります。

イ 子どもの居場所「ひみつきち」について

昨年度と同様、学習支援対象者の参加が少なく、「ひみつきち」にも興味を持ってもらえるよう、実施内容を検討する必要があると考えています。また、中学生・高校生の参加が少ないため、より多くの子どもに参加してもらえるよう、企画内容だけでなく周知先や周知方法も検討します。

本事業実施場所の高浜町ライフサポートセンターにおける新型コロナウイルス感染対策の方針により、12月末より「ひみつきち」を休止することとなり、対面以外での実施方法を検討する必要がありましたが、実現には至っていません。

感染に対する警戒心から、参加者数は昨年度に比べて大幅に減少しました。さらに、「子どもと地域の食堂」の再開の目途が立たず、「ひみつきち」後の食堂の時間を楽しみに来られていた方々の参加が減ったことも、参加者数の減少に影響していると考えています。コロナ禍における居場所づくり（不特定の人々が寄り合う場所をつくること）を検討していく必要があります。

ウ 養育支援について

必要に応じて関係機関と連携を図り、世帯の状況に応じた支援方法を検討していきます。

不登校やひきこもり、様々な障がいに関すること等、専門的な課題の相談を受ける機会が増えているため、助言を受けられる相談先（近傍の大学教育学部の専門家等）を開拓し、保護者からの相談にきめ細やかに対応できる体制を準備する必要があると考えています。

エ その他

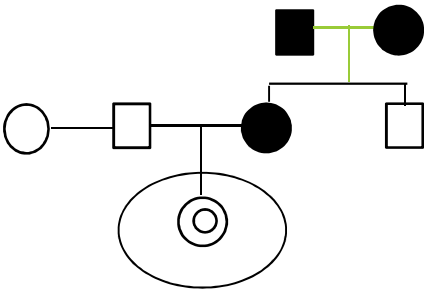
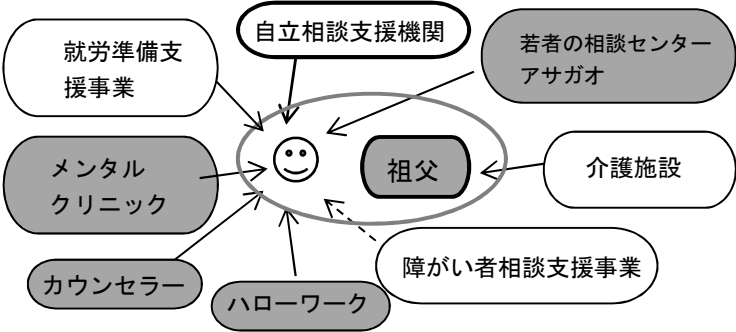
今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、近隣の自治会活動等が十分に行われていなかったことから、事業の周知や居場所づくりに関して、地域と連携をすることができませんでした。

今後は、コロナ禍での地域との連携を模索しながら、居場所づくりの取組を進めていきたいと考えています。

IV 個別事例とその地域課題

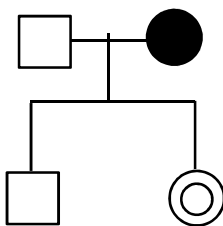
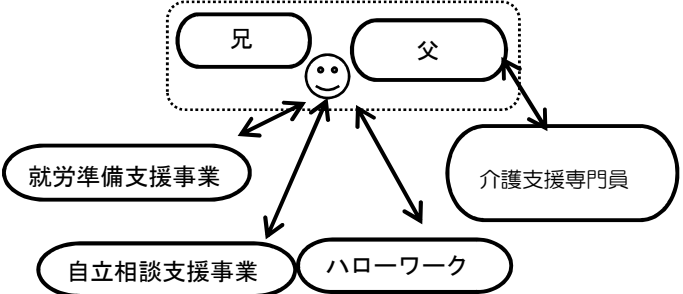
(※事例内容は本人が特定されないよう、修正しています。)

事例1 『社会的孤立・中高齢のひきこもりの家族への支援』

●事例の概要	
<p>・過去に生活困窮者自立相談支援事業を利用し、他機関支援へとつながった方が再度支援を希望されたケース。</p>	
●ジェノグラム	●エコマップ
	 <p>※「塗りつぶし」…支援開始前の社会資源</p>
●インテーク・アセスメント時の本人の課題	
<p>【生活歴等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居していた祖父が亡くなり、相続が発生。 ・幼いころに母親が死去。父親が再婚した後、祖父と同居。 ・以前、生活困窮者自立支援制度利用者だったが、障がい者手帳を取得し、他機関つなぎとなった。 ・祖父が亡くなったことにより、生活費の基盤であった年金受給がなくなり働く必要に迫られた。 ・さまざまな相談窓口で相談しながら、就職活動などをしてほしいとの希望がある。 	
●支援の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ・今困っていることに焦点を当て、課題解決に取り組むことを支援する。 ・本人は様々な窓口で「聞いてもらいたい」、「認めてもらいたい」欲求が強く、些細なことでも確認できるまで電話連絡をしてしまうなどの特性がある。 	
●支援経過	●支援プラン
<p>H28 市役所からの紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居している家族と別居している家族との関係性、困っていることなどを聞く。就労希望だが、ブランクが長い不安がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業利用開始。ハローワークでの相談も活用し、販売の仕事へ就くことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業プラン作成
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の人間関係やルールに納得がいかない部分があり、退職。ハローワーク職業訓練等を受講。事務の仕事を目指す。就職活動するもうまくいかず。 	

●支援経過	●支援プラン
H30 発達障がいの診断を受け、精神保健福祉手帳取得。他機関つなぎケースとして支援終結。	・精神保健福祉手帳取得と障がい福祉部門にて就労支援利用
R2 精神保健福祉手帳を返納したので、再度、支援を希望すると本人から申し出があり面談。	
<ul style="list-style-type: none"> ・就職をしたいが、ブランクがあり働くことへの不安が強い。今までの職歴から、苦手な仕事ややりたくない仕事は本人の中で明確である。 ・就労のブランクや生活リズムの乱れがあるため、就労準備支援事業利用を勧めた。 	・就労準備支援事業プラン作成
<ul style="list-style-type: none"> ・同居の家族が亡くなり、経済的に不安定となったため、生活保護の申請を希望されたため、生活援護課の窓口へ同行する。 ・生活保護の説明を受けた際に、受給者の義務について本人が納得できず、今回は申請を行わないこととなった。 	・生活保護申請同行
<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動を積極的に行い、本人が納得できる環境で清掃業務に就くことができた。 ・本人は、就労を継続していくことに対して不安が強い様子であるため、定期的に面談等を行い、就労定着ができるよう支援を行う。 	
●支援の効果	
<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとの傾聴や関係機関への同行支援などを行う中で、他者との関わりやコミュニケーション能力を養うことができ、就労に結び付いた。 	
●支援を通じた地域課題等	
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションが苦手な部分があり、地域行事への参加や近隣との付き合いがあまりなく、関係者のみと関係性を構築している状況である。今後は担当者とともに本人が参加できる地域活動などを探し、地域生活を支援する必要がある。 	

事例2 『就労準備支援事業利用事例』

<p>●事例の概要</p>	
<p>本人…40代女性。高校卒業後無職。父、兄と同居。兄は在宅で仕事をしている、父は高齢。 母の生前、母は兄と折り合いが悪く、本人・父と兄は関係が良好であったが、母が亡くなる少し前より、兄が父に攻撃的な態度をとるようになり、そこから本人と兄の折り合いも悪くなった。</p>	
<p>●ジェノグラム</p>	<p>●エコマップ</p>
	
<p>●インタビュー・アセスメント時の本人の課題</p>	
<p>【生活歴等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの経験があり、高校卒業後は親戚の会社でピッキング作業の仕事に就くが2か月で退職。 ・兄との折り合いが悪く、兄からは早く家を出て行って欲しいと言われている。 ・夜は不安で眠れなくなり、深夜に就寝し、午前10時半頃起床している。 ・仕事に就いて家を出たいが、働いた経験がほとんどないため、どうすれば良いかわからない。 ・情報は、身内から聞く、またはインターネットから得ている。 	
<p>●支援の方向性</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・就労に向け、基礎となる日常生活リズムの改善、心療内科等への通院について確認する。 ・生活基盤を整えながら、社会資源（ハローワーク等）を活用した求職支援を行う。 ・職場見学を行い、実際の職場のイメージをもつ。 ・家族関係の把握と日々の出来事の確認を行う。 	
<p>●支援経過</p>	<p>●支援プラン</p>
<p>R2.9 中旬 初回面談。本人より意向を聞き、本事業の支援プランを作成する。制度の説明をし、 兄と折り合いが悪く「家を出たい」と話され、「そのために早く仕事を探したい」と伺う。ハローワークについて説明すると行ってみたいと希望される。 夜眠れないとのことで、心療内科への受診の有無を確認する。以前に通院しようとしてみたが、先生との相性が合わず結局行けていないとのこと。眠れない日がこれ以上続くのであれば行ってみますと話される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・生活リズムを整える
<p>R2.9 下旬 本人とハローワークへ訪問。ハローワークで登録を済ませ、求人検索を行う。気になる職種を見つけ、印刷することはできるが応募には踏み切れない様子。 ハローワークの担当者と一緒に、これまでの経歴について振り返り、履歴書の作成から始めたが、その場で履歴書は完成せず、次回続きを作成することとなった。 心療内科には受診することができ、現在睡眠薬を服用中。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・履歴書作成 ・ハローワークに行く

●支援経過	●支援プラン
R2.10 9月に作成途中であった履歴書を本人と完成させる。志望動機等については思い浮かばないながらも、興味のあることを思い浮かべながら完成させることができた。	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書作成 ・就職活動に取り組む
R2.10 本人より面接に対して不安である相談を受け、支援員と模擬面接を実施する。模擬面接を受けて、質問に対する返答を考えることができたとのことで、不安が和らいだ様子。気になる求人が複数出てくるも応募には至らず。求人情報は、主にインターネットから得ており、仕事の内容を見て、「自分には無理そう」、「責任がある仕事は難しい」と話され、「“仕事” というものにイメージが湧かない」と話される。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・履歴書作成 ・面接練習 ・就職活動に取り組む
R2.10 本人より「仕事へのイメージが湧かない」という相談を受けて、支援員と本人で意向を確認しながら、職場見学を実施する。本人が求人検索で興味を示していた職種の、求人募集のある施設を見学する。見学後、本人より「大変そうですね」と感想があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学に行く。 ・就職活動に取り組む
R2.10 本人からの定期面談や電話での相談内容が、仕事より家族のことが多くなっている。兄との関係が悪化すると、就労して家を出たいという思いが強くなる様子。兄との関係が落ち着いていれば、就労に対して焦りはあるが、行動には移しづらいことを話される。そのような状態は本人にとってもつらい様子。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期面談
R2.11 本人より、兄から就職活動が進んでいないことを責められ、家出をしてホテルに宿泊しているとの連絡あり。しばらく家には帰れそうになりとのこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・電話連絡
R2.11 本人と家族の関係が悪化し、就職活動をする余裕がない様子であるため、定期的に近況確認を行うことにする。 その後、本人より一度家に帰ることができたと連絡を受ける。自立相談支援機関の相談員とも情報共有し、今後の支援方法について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・電話連絡
R2.12 家族関係に変化はないが、本人より自立に向けて、「求人に応募してみます」との発言あり。まずは一歩を踏み出していく気持ちになったと話される。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期面談
R3.1 求人に応募され、「清掃業で週に2日4時間程度の仕事が決まった。」と連絡あり。家を出るためには仕事に就くことが必要であるため、支援員と一緒に喜びを共有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・電話連絡
R3.2 本人より電話連絡あり。「足首を痛めて仕事を辞めてしまった。」と話される。仕事上でケガをするような作業はなく本人もどうして痛くなってしまったかわからない様子。迷惑をかけてはいけなと考え、その日で辞めてきた様子。 本人もせっかく決まった仕事を失うことになり落ち込んでいる様子。 身体的な理由のため、気持ちを切り替えて次の仕事を探していくことを提案する。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・電話連絡

●支援経過	●支援プラン
<p>R3.3 定期面談にて、今後の仕事についてお話する。自分に何ができるのかわからないと話され不安な様子。本事業で就労体験や、プログラム参加を活用することもできると伝えるも、家を出たいのでそんな場合ではないと乗り気ではない様子。本人の中では、短時間勤務でも、何かしらの仕事に就けば家を借りて一人暮らしができると考えている。</p> <p>一人暮らしには、家を借りる他、その後の生活費も必要であるため、本人の想定よりお金がかかることを説明。一人暮らしについて具体的なシミュレーションができていない様子。</p> <p>本人の話と一緒に整理しながら今後について検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・電話連絡
●支援の効果	
<ul style="list-style-type: none"> ・支援員の支援方針と、本人の考えや思いに差異が生じ、本人が離れていきそうになった際に、自立相談支援機関の相談員に介入してもらい、信頼関係を修復することができた。 ・本人の中で、仕事に対してのイメージや就労に至るまでの流れを描けるよう、職場見学や模擬面接を実施した。 ・現状、家族関係を改善することは困難であると思われるが、どのような状況になっても本人が孤立しないよう、支援員の存在を本人に示し、つながりを持ち続けた。 ・本人の思いに寄り添いながら関わることで、本音の部分を知る機会をもつことができた。 	
●支援を通じた地域課題等	
<ul style="list-style-type: none"> ・経験不足や自信がないことによる不安について、軽減させるための支援方法に苦慮した。また、挑戦しやすい環境づくりが必要であると感じた。 ・対象者のように無職のまま年齢を重ねている方には、周囲からの視線等により本人の自尊心を傷つけない関わり方が必要であると感じた。支援員の問題だけでなく、将来的に受け皿となる地域課題でもあると感じる。 	

V 事業推進体制

1 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

参考資料1「芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱」に基づき設置

<目的>

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため。

<設置日>

平成28年1月18日

<構成員>

参考資料2「生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿」を参照

<開催日>

第1回

令和2年11月18日（水）午前10時00分～正午

第2回

令和3年2月2日（火）午後1時30分～3時30分

<協議内容>

第1回

1 報告

(1) 各事業における令和元年度の実績報告及び令和2年度の取組について

ア 自立相談支援事業

イ 就労準備支援事業

ウ 地域まなびの場支援事業

2 協議

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談状況等について

(2) 各事業における事業評価について

3 その他

第2回 ※オンライン開催※

1 報告

(1) 各事業における令和2年度の取組状況について（令和2年12月末時点）

ア 自立相談支援事業

イ 就労準備支援事業

ウ 地域まなびの場支援事業

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談実績及び課題について

(3) 虐待対応（児童・障がい・高齢）の実績と実態について

(4) 参加支援に向けた連携について

<協議結果>

第1回

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた方からの相談状況及び相談内容の傾向と今後の支援方針について協議を行いました。

将来的に就労準備支援事業の利用対象者となりうる就職前の学生に対する支援について、学校との連携に加え、ハローワークと連携した取組の必要性について示されました。

第2回

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け経済的に困窮する方に対する今後の支援方針や、コロナ禍における離婚や就労、子どもの教育問題について連鎖反応的に発生する課題について、長期的な支援策の必要性が示されました。

また、参加支援について、就労準備支援事業でのサロン等の活動や地域まなびの場支援事業で行っている居場所づくりを中心に、コロナ禍で対面でのコミュニケーションが難しい中での支援方法について協議を行いました。

社会的孤立の方へのアプローチ方法等は、本協議会で長期的に議論していく必要性が示されました。

2 総合相談連絡会

<目的>

総合相談連絡会は、保健福祉センター開設時から本センター内の各種相談窓口の機関を対象に開催しており、「総合相談窓口」で受けた相談内容の報告と対応の確認を行っています。また、各種相談窓口の担当者間の意思疎通を図る役割も担っています。

また、令和元年度には地域まなびの場支援事業担当者に定例出席を依頼し、連携を図っています。

<実施状況>

開催日：毎月第2金曜日 午後4時～5時

参加機関：12機関（福祉センター、保健センター、家庭児童相談室、特別支援教育センター、福祉部地域福祉課、高齢者生活支援センター、阪神南障がい者就業・生活支援センター、就労準備支援事業、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、若者相談センター、地域まなびの場支援事業）

<令和2年度の成果と課題>

成...果

- ・新型コロナウイルス感染予防のための緊急事態宣言により開催を中止せざるを得ない時期がありましたが、再開後は日頃、支援の現場で対応に困る事例や声のかけ方などについて意見交換する場面を作ることができました。
- ・参加者から講演会や研修などのチラシを配布いただき、情報共有することができました。

課...題

- ・集合開催ができない場合にはオンラインやメールで、相談内容と対応の確認をするなど、環境を整える必要があると考えています。

3 事例検討会

<目的>

相談対応において精神疾患や発達障がい、依存症のアセスメントや支援方法で迷うことが多いため、学識経験者やケースに携わっている関係機関とケースの方向性や振り返りを行う場として設置しています。

<実施状況>

開催日：奇数月（平成27年11月～）

参加者：阪田 憲二郎先生（神戸学院大学 教授）・社会福祉協議会・福祉部地域福祉課・就労準備支援事業・事例に携わる関係機関

<令和元年度の成果>

成...果

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催を中止していた時期がありました。その後、オンラインで開催することを継続しています。
- ・主に、ひきこもりの方や長期間就労していない方へのアプローチ方法などについて事例に基づき検討しました。支援が長期間かつ支援が前進しないことが多く、支援者のケースに対する心理的負担が大きくなりますが、ひきこもりの方や社会的孤立の支援では、関わり続けることが大切であるとアドバイスをいただくことができ、支援者間で共有することができました。
- ・また、長期間ひきこもりだったご本人と出会うことができ、その後の支援方法を確認することができました。
- ・「ひだまりの会 一子どもを思いやる親の会」の運営に関しても、あまり焦ることはなく定期的に開催していくことが大切であると確認することができました。

課...題

- ・相談に結び付いていない方に関して、どのようなアプローチ方法が効果的なのか事例を通して引き続き検討します。個別事例からの共通課題を把握し、具体的な取り組みを検討する必要があります。

4 阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

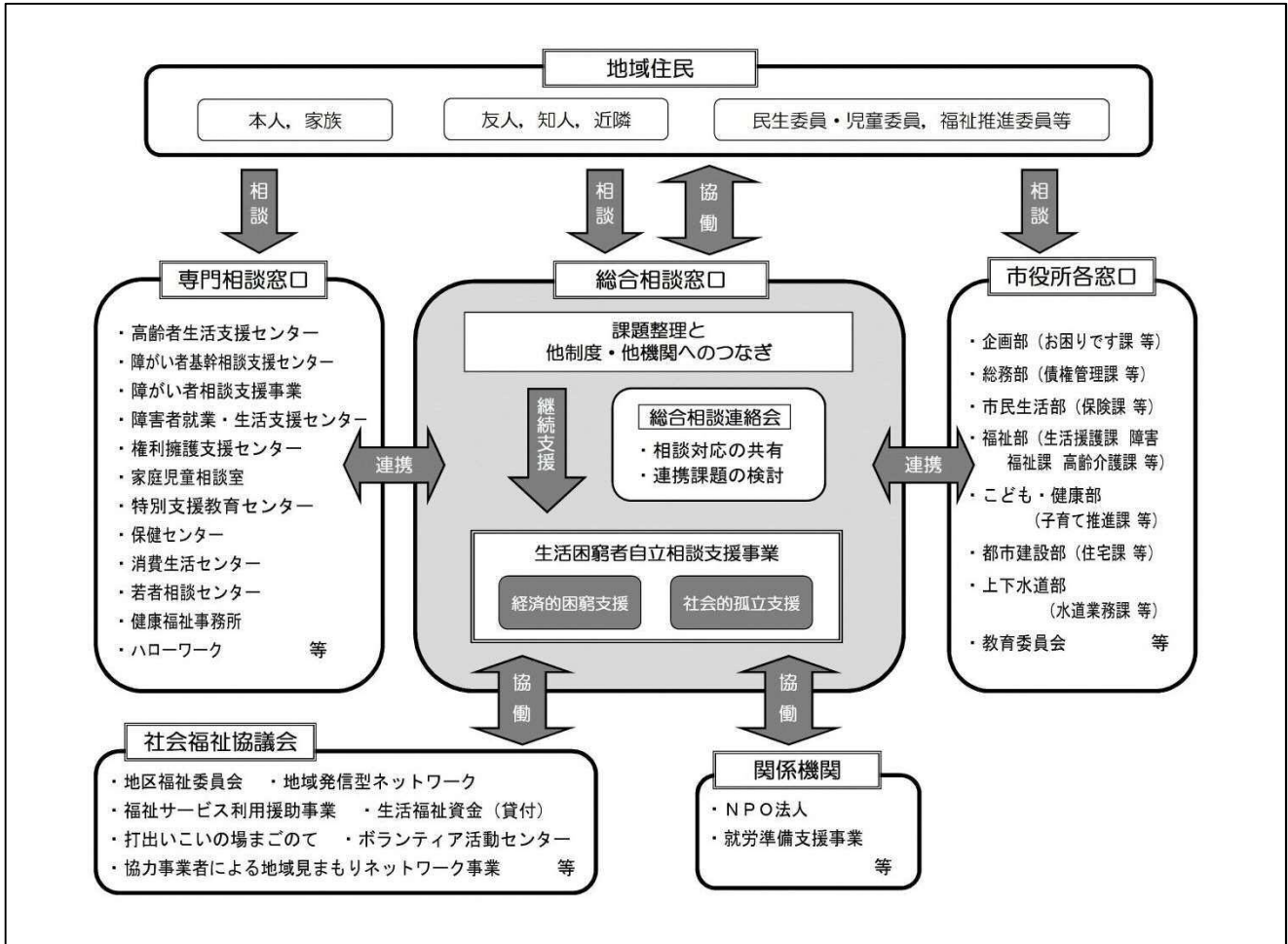
<目的>

生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・丹波篠山市における市が連携し、情報の共有、職員の資質向上及び支援に必要なネットワークの構築を行うことで生活困窮者自立支援制度の円滑な運営と発展を図る。

<開催日>

令和2年度開催予定分については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止。

5 総合相談窓口の関係図



(第3次芦屋市地域福祉計画より抜粋)

VI その他

1 広報啓発

(1) 広報誌等

令和2年4月～令和3年3月	広報あしや（総合相談窓口，ひだまりの会，ひみつきち）
令和2年10月～令和3年3月	広報あしや（寄ってカフェ）
令和2年6月～令和3年3月	あしやねっと（寄ってカフェ）
令和2年6月～令和3年3月	ためまっぷ（寄ってカフェ）
令和2年7月	福祉センターだより
令和2年7月	社協だより
令和2年10月	社協だより
令和3年1月	社協だより

(2) 広報物作成

令和2年6月～令和3年3月	寄ってカフェ開催チラシ ※毎月配布
令和2年10月	就労準備支援事業パンフレットリニューアル発行
令和3年2月	広報番組「あしやトライあぐる」 (総合相談窓口，就労準備支援事業について)

(3) 説明会等

令和2年10月	生活困窮者自立支援制度説明 芦屋市民生児童委員協議会 (寄ってカフェの説明・チラシ配布)
令和2年10月	生活困窮者自立支援制度 近隣の学校に訪問し事業説明，パンフレット配布 (高校2校，大学1校)
令和2年11月	生活困窮者自立支援制度 近隣の学校に訪問し事業説明，パンフレット配布 (大学2校)
令和2年12月	生活困窮者自立支援制度研修 芦屋市民生児童委員協議会

2 近隣市との情報交換会等

令和2年9月	西宮市就労準備支援事業担当者との情報交換
令和2年10月	神戸市就労準備支援事業担当者との情報交換
令和2年11月	尼崎市就労準備支援事業担当者との情報交換・プログラム見学
令和2年12月	伊丹市就労準備支援事業担当者との情報交換・事業見学
令和3年3月	宝塚市就労準備支援事業担当者との情報交換
令和3年3月	就業支援団体連絡会 神戸市 伊丹市 川西市 箕面市 (オンラインで開催)

- 3 職員研修
- 令和2年8月 生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修
- 令和2年9月 KPS ビジューアライズツール導入説明会
- 令和2年10月 生活困窮者自立支援制度兵庫県人材育成研修
- 令和2年10月 講演「8050 問題と向き合う」
- 令和2年11月 発達障がいのある大学生が社会に出るために
- 令和2年11月 生活困窮者自立支援制度におけるブロック別研修（近畿）
テーマ別研修 ひきこもり状態にある者への支援 前期
- 令和2年12月 生活困窮者自立支援制度人材養成研修
就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修
- 令和3年1月 生活困窮者自立支援制度におけるブロック別研修（近畿）
テーマ別研修 ひきこもり状態にある者への支援 後期
- 令和3年2月 生活困窮者自立支援制度における
農業分野との連携強化モデル事業シンポジウム
- 令和3年3月 「令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業 就労準備支援事業評価指標の
全国普及及び検証に係る調査研究事業」成果報告会
- 4 視察等対応
- 令和2年6月 NHK 総合テレビ「時論公論」
- 令和2年7月 株式会社アイネス関西支社
- 令和2年10月 「月刊福祉」2021年1月号特集
- 令和3年2月 三重県伊勢市

VII 参考資料

1 生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため、芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者支援に係る情報共有に関すること。
- (2) 生活困窮者支援に係る社会資源の活用、就労の場の開拓、社会参加の場づくり等に関すること。
- (3) 生活困窮者支援の推進を図るためのネットワークの構築に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 商工、労働機関関係者
- (5) 権利擁護支援センター関係者
- (6) 地域包括支援センター関係者
- (7) 障がい者基幹相談支援センター関係者
- (8) 若者相談関係者
- (9) 福祉団体関係者
- (10) 行政関係者
- (11) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、会長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を主宰する。
- 6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。
- 9 専門部会は、協議会から付託された事項について協議し、その結果を協議会に報告する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

2 令和2年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	日本福祉大学大学院 特任教授	平野 隆之
司法関係者	兵庫県弁護士会 タクト法律事務所 弁護士	吉田 督
保健及び医療関係者	芦屋市医師会 理事	宮崎 睦雄
	兵庫県芦屋健康福祉事務所 地域保健課地域保健専門員	小西 明美
商工、労働機関関係者	西宮公共職業安定所 職業相談部門統括職業指導官	東岡 浩一
	阪神南障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当	藤川 喜正
芦屋市権利擁護支援センター 関係者	権利擁護支援センター長	脇 朋美
芦屋市地域包括支援センター 関係者	精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査	針山 大輔
芦屋市障がい者基幹相談支援 センター関係者	障がい者基幹相談支援センター長	三芳 学
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター長	杉江 東彦
福祉団体関係者	芦屋市社会福祉協議会 事務局次長	山岸 吉広
	芦屋市民生児童委員協議会 朝日ヶ丘ブロック長	倉内 弘子
行政	福祉部長	安達 昌宏

3 つながるあしや, 福祉なんでも相談 総合相談窓口

令和2年度 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書作成にかかる事務局

氏 名	所 属
三谷 百香	芦屋市社会福祉協議会 (自立相談支援事業受託機関)
黒田 樹里	
井上 利夫	
中野 美智子	社会福祉法人 三田谷治療教育院 (就労準備支援事業受託機関)
藤川 喜正	
佐藤 久愛	
若林 伸和	社会福祉法人 山の子会 (地域まなびの場支援事業受託機関)
楠 正暢	
吉川 里香	福祉部地域福祉課
安達 昌宏	
岡本 ちさと	
横道 紗知	

令和2年度

芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

令和3年7月

発行 芦屋市

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-38-2040

FAX 0797-38-2060

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編集 芦屋市福祉部地域福祉課